

武蔵野市における東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業
補助金交付要綱第5の1アに規定する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金交付要綱（26都市住民第1714号。以下「要綱」という。）第5の1アに規定する武蔵野市（以下「市」という。）が事業者を求める基準（以下「市基準」という。）について定めるものとする。

(基準)

第2条 市基準は、次に定めるとおりとする。

- (1) 事業の実施に際して要綱第4の1オに規定する医療・介護連携強化加算を満たした事業を併せて行うこと又はサービス付き高齢者向け住宅に武蔵野市テンミリオンハウス事業実施要綱（平成11年10月19日施行）に規定するテンミリオンハウスを併設すること。ただし、テンミリオンハウスを併設する場合は、事前に市と協議を行うこと。
- (2) サービス付き高齢者向け住宅の入居者について、入居者のうちおおむね8割以上を市民とすること。ただし、入居可能日から1か月以上空き室となっている場合は、この限りでない。
- (3) 事業者は、事業の開始後、定期的に入居者の状況を市に報告すること。
- (4) 事業者と連携する医療及び介護サービス（以下「サービス」という。）を提供する者（以下「医療等連携者」という。）が、入居者に限定せず、市内の高齢者を広く対象としてサービスを提供すること。
- (5) 入居者が、医療等連携者以外の者が提供する医療及び介護サービスを自由に選択することを妨げないこと。
- (6) 事業者は、サービス付き高齢者向け住宅の建設にあたり、近隣住民に対して説明会等を行い、十分に事業計画の説明を行うこと。

付 則

この基準は、平成27年5月19日から施行する。

付 則

この基準は、平成30年4月1日から適用する。